

# バイク置場使用契約書

つつじ野団地管理組合(以下「甲」という。)と、バイク置場使用者\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、つつじ野団地管理規約及び自転車及びバイク置場使用細則等の規定に従い、甲の維持管理する団地内バイク置場に乙のバイクを駐車するため、次のとおりバイク置場使用契約を締結します。

(1) 駐車位置 \_\_\_\_\_ 街区 第 \_\_\_\_\_ 番駐車場

(2) バイクの表示

①車両型式                      メーカー： \_\_\_\_\_ 車名： \_\_\_\_\_  
色： \_\_\_\_\_ 排気量： \_\_\_\_\_ cc

②車両登録番号                      \_\_\_\_\_

③区分                                      ・ 125cc未満    ・ 125cc以上

(契約の期間)

第1条 本件駐車場の賃貸借期間(以下「契約期間」という。)は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_\_ 年6月30日までとします。

2 契約期間満了日の1ヶ月前までに乙より解約の申し出がなく、かつ乙が第2条の規定によりバイク置場使用料を管理組合に納入した場合は、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とします。

3 甲がバイク置場の駐車位置を変更した場合は、乙は甲の指定した駐車位置にバイクを移動するものとし、以後も同様とします。

(使用料)

第2条 バイク置場使用料は、月額 \_\_\_\_\_ 円とし、乙は甲の定める方法により1年分を一括して甲の定める期日までに支払うものとし、以後も同様とします。

2 契約期間が1年間に満たない場合のバイク置場使用料は、月額使用料に使用月数を乗じて得た額を支払うものとし、以後も同様とします。

3 バイク置場使用料は、甲が必要と認める場合に改定することができます。

(乙の賠償義務)

第3条 乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他関係するものが故意又は過失により本バイク置場又はその施設並びに本バイク置場に駐車中の他のバイク又は附属品に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

(甲の免責)

第4条 天災、地震、火災、盗難、その他の被害など、甲の責に帰すべからざる事由により乙のバイクその他の物件に損害が生じても、甲は一切その責を負いません。

(乙の義務)

第5条 乙は、バイク置場の利用に際しては、自転車及びバイク置場使用細則並びに甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

2 乙は、バイク置場に駐車するバイクを変更したときは、速やかに甲に、甲が別に定める書面により届出なければなりません。

(使用権の譲渡禁止等)

第6条 乙は、契約バイク以外のバイクを駐車し、又は第三者にこのバイク置場を使用させ、若しくはバイク置場の使用権を譲渡することはできません。

(解 約)

第7条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに甲が別に定める書面により解約の申し入れを行うことにより、バイク置場使用契約を解約することができます。

2 甲は、前項の規定によりバイク置場使用契約を解約した場合は、翌月以降の使用料を甲の定める方法により乙に返還します。

(契約の解除)

第8条 乙が法令、規約及び自転車及びバイク置場使用細則又は本契約の規定に違反した場合は、甲は本契約を解除することができます。この場合に既に納付された使用料は返還しません。

2 乙が契約期間中に、乙がつつじ野団地から退去したときは、本契約は解除するものとします。

(その他)

第9条 甲等の実施する工事等により、甲が乙にバイク置場の使用の一時停止を要請したときは、乙は、臨時駐車場への移動等これに協力するものとします。

2 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、自転車及びバイク置場使用細則及び理事会の定めによります。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有します。

令和 年 月 日

甲 つつじ野団地管理組合

理事長

印

乙 \_\_\_\_\_ 街区 \_\_\_\_\_ 号棟 \_\_\_\_\_ 号室

氏 名 \_\_\_\_\_

印

(R4-07)